

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月1日

【会社名】 株式会社ワキタ

【英訳名】 Wakita & Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 脇田 貞二

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

【電話番号】 06 - 6449 - 1901 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 小田 俊夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝一丁目6番10号

【電話番号】 03 - 5439 - 4630

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長 早崎 均

【縦覧に供する場所】 株式会社ワキタ 東京支店  
(東京都港区芝一丁目6番10号)

株式会社ワキタ 名古屋支店  
(名古屋市緑区大高町字寅新田135)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年5月28日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金30円 総額1,560,170,310円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加し、所要の変更とともに号数の繰り下げを行うものです。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条及び第32条の規定の一部を変更するものです。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されたので、所要の変更を行うものです。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、石倉弘勝氏を選任するものです。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、内田肇一、青木彦藏及び上岡 朗の各氏を選任するものです。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役を退任する向江利安氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、監査役の協議に一任するものです。

<株主提案（第6号議案）>

第6号議案 剰余金配当の件

平成27年度配当として、当社普通株式1株につき金50円を配当するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 (第1号議案から第5号議案まで) >

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	320,223	43,372	110	(注) 1	可決 (88.04%)
第2号議案	371,410	4,153	110	(注) 2	可決 (98.87%)
第3号議案				(注) 3	
石倉 弘勝	365,440	10,123	110		可決 (97.28%)
第4号議案				(注) 3	
内田 肇一	361,033	14,530	110		可決 (96.10%)
青木 彦藏	355,297	20,266	110		可決 (94.58%)
上岡 朗	331,363	44,200	110		可決 (88.21%)
第5号議案	298,222	77,361	110	(注) 1	可決 (79.38%)

< 株主提案 (第6号議案) >

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第6号議案	35,900	327,755	110	(注) 1	否決 (9.87%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになっているため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。